

公募内容に係る補足事項

管理運営関係		
1	公園内でのボール遊びの取扱いは。	次のとおり実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、500平方メートル以上の面積であること（除外あり。）。 ・やわらかいボールの使用のみ（ビニールボールなど）。 ・ボールをコントロールできる遊び方に限る（野球であれば、キャッチボール、ゴロノック程度、サッカーであればリフティング、パス回し程度など）。 ・バットやゴルフクラブ等の素振りは禁止。
2	今後、市が行う工事等の予定はあるか。	時期の詳細は未定であるが、ふれあい下水道館のエレベーターを改修する予定がある。 また、上水公園テニスコートの芝が短くなってきたため、時期の詳細は未定であるが、全面張替えを検討している。
3	指定期間中に対象施設が増える可能性はあるか。	想定されることとして、市南西部地域で一定規模の開発事業が行われ、いわゆる「提供公園（寄附公園）」が整備される場合は、対象施設が増えることがある。
4	鎌倉公園の整備スケジュールは。	現在、整備用地の取得を進めているが、具体的な整備スケジュールは定まっていない。 事業の具体的な方向性は、鎌倉公園整備基本計画（令和3年3月）を参照されたい。
5	すでに老朽化していたり補修が必要な箇所がある場合、市が対応するのか。	指定管理の開始に合わせて、市が全面的に補修・修繕等を行う考えはない。
6	公園アダプト制度はどうなるのか。	引き続き、市が制度を運営していく。
7	自主事業を行う上で制限はあるのか。	自主事業とは、対象施設の魅力を向上させ利用を促進し、より良い管理運営を行うために、指定管理者自らが行う事業であり、利用者や地域住民のニーズを十分に把握し実施する必要がある。なお、実施にあたっては、市との協議が必要である。
8	自主事業について、応募の際に提案したものは必ず実施しなければならないのか。契約段階で実施するかどうかを判断する猶予はあるのか。	自主事業の提案は実施することが前提である。具体的な内容や進め方、近隣住民対策などについては、指定管理者に内定後、個別に協議する。
		なお、自主事業の提案にあたっては、募集要項や仕様書の内容を十分踏まえた上で、現実的な事業を提案すること。
		特に、対象施設の設置目的や公園の機能と役割、指定管理者に求められている能力と役割等を十分に踏まえた上で提案すること。
9	大雪等の自然災害への対応除雪作業を行う場合、どの程度まで除雪しなければならないか。	公園内を通行するための主要な園路。人が通常歩くところについて、必要最低限、安全に歩ける範囲で除雪を行う。

募集・審査関係		
10	審査のプレゼンテーション時間はどのくらいか。	時間や場所等の案内の際にお知らせする。なお、実施日は9月26日の予定。
11	審査には、管理責任者及び市民協働担当者の予定者は、出席する必要があるのか。	そのとおり。
12	様式9は、電子データで提出することのことだが、どのような形式で提出するのか	電子データの形式は、ワープロ、表計算、プレゼンソフト形式（MS・OpenOffice・KINGSOFT Office他）でよい。但し、OSはWindowsとし、MS形式で読み取り複写できる形式とする。
13	「事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目」とは。	小平市では、社会的要請が強まっている事業者の地域貢献等に対するの評価項目を設定している。指定管理者として適格か不適格かを審査するものではなく、加点として位置づけている。
14	事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目は、法人全体に対する評価なのか、それとも法人が行う指定管理分野だけに対する評価か。	優良な事業者の参入を促すものであるため、基本的には、指定管理分野だけではなく、法人全体に対する評価である。ただし、地域雇用の評価、労働条件(報酬)の評価は、当該指定管理業務に係る評価とする。
15	JVを評価する際には、構成企業全てが評価要件を満たしていないと加点にならないか。	「労働条件(報酬)の評価」については、構成企業全てが要件を満たす必要がある。その他の項目については、JVを構成する事業者のいずれかが要件を満たしていれば該当する。
16	「市内事業者の評価」について、本店・支店・営業所等は市内にないが、サービスの提供を市内で行っていることは該当するか。	該当しない。

公募設置管理制度（Park-PFI）関係		
17	指定管理者と公募設置管理制度（Park-PFI）のどちらか一方のみ応募することは可能か。	両方の事業を行う一法人（もしくは複数の法人で構成する1グループ）を選定する。いずれか一方の事業の実施のみを前提とした応募は認めていない。
18	鷹の台公園の横断測量、ボーリング調査の費用は、示された金額に含まれているか。	鷹の台公園の基本設計等に要する費用に、横断測量、ボーリング調査、住民説明会の費用を含んでいる。

その他		
19	指定管理者は、企業会計による決算書を作成するのか。	そのとおり。収支実績の他に、貸借対照表、損益計算書などの決算書類を作成する。
20	指定管理者が行う個別の契約について、監査の対象となるのか。	対象となる。
21	指定管理者が任意で安全管理のためにイベント保険等に加入するのは、管理者の判断でいいのか。	指定管理者の判断により、加入する。

22	複数の事業体で応募する場合、SPC（特別目的会社）を設立する必要があるか。	SPCの設立は、要件としていない。
23	本事業の対象施設を見学することは、可能か。	鷹の台公園予定地については、閉鎖管理されているため、見学を希望する場合には、5月31日（金）の現地視察会に参加が必要となる。その他の施設については、一般開放しているため、各施設の開館時間等にあわせて、見学することは可能である。
24	鷹の台公園の用地取得状況を教えてほしい。	鷹の台公園予定地は、現在、小平市土地開発公社が先行取得しており、令和6年度から令和7年度にかけて整備予定の約1.3haを市が買い戻す予定である。